

令和元年度 岩美町教育委員3月定例会 議事概要

1. 日 時 令和元2年3月25日(水) 午後1時00分～午後2時35分

2. 場 所 岩美町役場 2階小会議室

3. 出席者 (委員) 戸田倫弘 森本昌和 小西由美 小谷節子
(教育長) 寺西健一
(事務局) 飯野次長 田中参事 山田補佐

4. 概 要

(1) 教育長一般事務報告

(教育長) 一資料に基づき、前回委員会後の教育長日程等の説明—
ご質問がありますでしょうか。

(委員) 無し

(2) 議 事

①議案第4号 岩美町立小・中学校管理規則の一部改正について

(事務局) 一 資料に基づき説明 一

学校事務職員の業務が多様化していく中において、学校事務職員が求められる役割を果たすため、中学校区単位で共同事務室を設置し、複数の事務職員で複数の学校を見る体制をつくることで、業務体制を強化するとともに、業務の効率化を進める狙いがあります。

また、学校教育法等の改正により事務職員の職務規定が「事務職員は事務に従事する。」から「事務職員は事務を司る。」に改正され、学校教育の一部の事務という認識から、学校全体を取り仕切る事務という認識に変わっていき、事務職員は教職員とは違う立場の目線で学校運営にあたっていく取組となります。

また、併せて学校教育法第9条の改正により、対応する岩美町立小学校・中学校管理規則第52条第2項第3号の改正であります。

(教育長) ご質問がありますでしょうか。

(委員) 無し

(教育長) 議案第4号については承認。

②議案第5号 岩美町立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定及び岩美町立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

(事務局) 一資料に基づき説明一

いわゆる働き方改革の一環の中で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教育委員会で所管する学校の教職員につい

て、時間外業務時間の上限等を規定する必要があるため、教育委員会が講ずべき措置の規定及び方針を策定し、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることとするものであります。そのための新たな規則の制定と、それに伴います勤務の上限に関する方針の策定となります。

(教育長) 補足してのご説明となりますが、議会で一般質問を受けました。

— 資料に基づき説明 —

1年単位の変形労働時間時制の導入について、反対の立場からご意見を頂いたところであります。

ご質問等ありますでしょうか。

(委員) 学校内で優先順位を付けて業務にあたれているのか。まず議論すべきはそこだと思うが。業務に優先順位を付けて仕事をできる教員が少ないのではないかと思う。学校の教育の質を落とすことはなく、業務の効率化に向かっていかなければならない。

(教育長) その他ご意見やご質問等がありますでしょうか。

(委員) 無し

(教育長) 議案第5号については承認。

③議案第6号 岩美町立学校職員(県費負担職員)のハラスメント防止に関する要綱の策定について

(事務局) —資料に基づき説明—

教育委員会の所管に属する学校の県費負担職員によるハラスメント行為の防止に関し、必要な事項を定めることにより、相互に人権を尊重し合う良好な職場環境及び学校教育に対する信頼性の確保を図るために、要綱を設定しようとするものです。

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委員) 無し

(教育長) 議案6号については承認。

④報告第4号 岩美町立学校教職員の人事専決処分について

(事務局) —資料に基づき説明—

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委員) 無し

⑤報告第5号 児童の就学指定学校の変更について

(事務局) —資料に基づき説明—

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委員) 無し

(3) その他

①令和2年度の沖縄交流事業について

(事務局) 日程案

訪問 10月6日(月)～10月9日(金)

受入 2月2日(月)～2月5日(金)

(養育長) 交流事業の団長については、次の定例教育委員会で決めたいと思います。
よろしく申し上げます。

②新型コロナウイルス拡大防止対策文科省ガイドラインについて

(教育長) — 資料に基づき説明 —

○次回委員会の日程調整

次回4月定例教育委員会の日程は4月23日(木) 13:00～

以上で、3月の定例教育委員会を終わります。

(14:35終了)